

令和6年度 長井市不育症治療費助成事業のご案内

妊娠しても流産・死産を繰り返す「不育症」の治療等に取り組んでいるご夫婦に対して、治療費等の一部を助成します。

《助成を受けることができる方》

★法律上の婚姻関係にあるご夫婦で、ご夫婦ともにまたはどちらかが長井市内に住所のある方

★不育症(疑いを含む)のため、専門医療機関を受診している方

※専門医療機関とは、一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関

※年齢の制限はありません。

《助成対象経費及び助成金額》

- ① 医療保険適用外の不育症検査費用
- ② 医療保険適用外の不育症治療費用
- ③ 医療保険適用のうち、**ヘパリン療法**及び**流産絨毛染色体検査**に要した費用の自己負担分
- ④ 不育症治療医療機関受診等証明書文書料

助成額は

- 検査及び治療費用 年度内上限額30万円
- 検査費用のみの場合 年度内上限額 5万円
- 証明書料 1件あたり上限額2千円

※ 1夫婦あたり 年度内上限額 30万円

《申請方法》

次の書類を添えて、治療を終了した日から**3か月以内**に申請して下さい。

- ① 長井市不育症治療費助成事業申請書(別記様式第1号)
- ② 長井市不育症治療医療機関受診等証明書(別記様式第2号)
(医療機関より記入してもらいます。)
- ③ 医療機関並びに薬局発行の領収書及び明細書(写し)
- ④ 申請者名義の通帳の写し(カタカナで名義が記載されている部分)
- ⑤ 請求書(別記様式第5号) (※押印が必要です。)
- ⑥ 保険証(写し)



詳しくは下記へお問い合わせください

長井市健康スポーツ課 ☎0238-82-8009